

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 5 回料金規制会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 5 回料金規制会計専門委員会（2021 年 6 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**範囲について**

2. 事務局提案のとおり、規制上の合意を規制上の枠組みに変更した方が分かり易いと思う。
3. ED の提案は、規制上の合意について幅広い例示が含まれていることが問題であるため、それを否定するようにコメントする必要があると考えられる。
4. ASBJ 事務局の提案は、範囲の要件を厳しくすることにより、経済的便益の流入又は流出の蓋然性が高い取引のみが認識されるために、測定においては不確実性に対する高い閾値を設けないものと理解している。この場合、仮に範囲の要件を会社単位で判定するとすると、取引単位では蓋然性の低いものが測定されてしまう可能性があることを懸念する。範囲と測定で単位を整合させるべきではないか。

測定について

5. ED の提案や減損会計における割引率は、貨幣の時間価値だけでなく、将来キャッシュ・フローの金額又は時期の不確実性といったリスクプレミアムも反映させたものと理解している。ASBJ 事務局の提案がこれらと同じであるのなら、表現を揃えた方がよいのではないか。
6. 実務上、信用リスクは、見積将来キャッシュ・フローにおける将来の需要の中で、ある程度考慮していくものと考えられ、割引率にも信用リスクを反映する場合、現在価値の計算において、信用リスクを二重に反映する結果となることが懸念される。
7. 見積将来キャッシュ・フローの期間の定めがない場合には、割引は不要と考えられ

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

るが、見積将来キャッシュ・フローの期間の定めがあることを前提としているのかどうかの検討が必要であると考える。

8. ASBJ 事務局の提案では、規制資産の現在価値の計算においては、「企業と顧客との間での独立した金融取引に反映されるであろう割引率」によることが考えられるとしている。しかし、料金規制の対象となる取引の特徴においては、ある期間の顧客の集団とは別の期間の顧客の集団に対して規制料金を適用するとしており、顧客に適用する割引率について、両者の考え方は矛盾していないか。
9. 割引率は、正解がある話ではなく、決め事だと考えられる。ED が提案する規制料金算定利率を強く否定できる根拠がなく、代替案を提案できるほどの決め手がないのであれば、規制料金算定利率を適用することでもよいと考えられる。

ED に対するコメント・レターの各質問に対する文案について

まだ使用可能でない資産に対する規制リターンについて

10. 収益に計上した規制リターンについては、将来返還する義務がないため、収益調整は不要であるとする ASBJ 事務局の提案に賛成である。
11. 資産の減価償却は、当該資産の使用開始後に合計許容報酬に含まれる一方、当該資産に対する規制リターンは、当該資産の使用開始前に収益計上されとした場合、費用収益対応の観点で問題ではないか。

以 上